

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">秋田県女性技術者活躍モデル工事实施要綱</p> <p>(趣旨) 第1条 (略)</p> <p>(定義) 第2条 (略)</p> <p>(実施内容) 第3条 (略)</p> <p>(入札公告等) 第4条 (略)</p> <p>(工事成績評定) 第5条 (略)</p> <p>(実施証明書) 第6条 (略)</p> <p>附 則 この要綱は、平成29年5月30日から施行する。 附 則(平成30年10月25日技管-526) この要綱は、平成30年11月1日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">秋田県女性技術者活躍モデル工事实施要綱</p> <p>(趣旨) 第1条 (略)</p> <p>(定義) 第2条 (略)</p> <p>(実施内容) 第3条 (略)</p> <p>(入札公告等) 第4条 (略)</p> <p>(工事成績評定) 第5条 (略)</p> <p>(実施証明書) 第6条 (略)</p> <p>附 則 この要綱は、平成29年5月30日から施行する。 附 則(平成30年10月25日技管-526) この要綱は、平成30年11月1日から施行する。</p>

附 則（令和元年6月7日技管－170）

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和元年9月18日技管－391）

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年3月13日技管－745）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年9月9日技管－339）

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和4年3月1日技管－693）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月3日技管－1120）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月8日技管－851 一部改正）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月7日技管－170）

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和元年9月18日技管－391）

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年3月13日技管－745）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年9月9日技管－339）

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和4年3月1日技管－693）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月3日技管－1120）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

